

JIS

衛生器具－便器・洗面器類

JIS A 5207 : 2019

(JSEIA)

令和元年 11 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
(委員)	石 川 裕	一般社団法人日本建設業連合会 (清水建設株式会社)
	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	加 藤 信 介	東京大学名誉教授
	橘 高 義 典	首都大学東京
	佐 藤 彰 芳	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	清 野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	西 野 加奈子	一般社団法人建築・住宅国際機構
	原 智 彦	断熱・保温規格協議会
	藤 野 珠 枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	真 野 孝 次	一般財団法人建材試験センター
	村 川 まり子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (鎌倉市消費生活センター)
	本 橋 健 司	一般社団法人日本建築学会 (芝浦工業大学名誉教授)
	山 崎 徳 仁	独立行政法人住宅金融支援機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 28.10.2 改正：令和元.11.20

官 報 掲 載 日：令和元.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本レストルーム工業会

(〒461-0002 愛知県名古屋市東区代官町 39-18 日本陶磁器センタービル TEL 052-935-7944)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類及び区分	3
5 性能	4
5.1 大便器の性能	4
5.2 小便器の性能	5
5.3 洗面器及び手洗器の性能（洗面器及び手洗器の耐荷重）	6
6 形状・寸法	6
6.1 形状及び寸法	6
6.2 寸法許容差	6
7 材料	6
7.1 材料の種類	6
7.2 陶器の品質	6
7.3 樹脂の品質	7
8 試験方法	7
8.1 材料試験	7
8.2 性能試験	9
9 検査	12
9.1 一般事項	12
9.2 形式検査	12
9.3 受渡検査	13
10 表示	13
11 注意事項	14
附属書 A（参考）衛生器具附属金具	23
附属書 B（参考）便器及び給水器具	36
附属書 C（参考）和風便器	41
附属書 D（参考）大便器の排水特性の確認	43
附属書 E（参考）技術上重要な改正に関する新旧対照表	44
解 説	47

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本レストルーム工業会（JSEIA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 5207:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 2 年 11 月 19 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 5207:2014** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

衛生器具—便器・洗面器類

Sanitary wares

序文

この規格は、1953年に制定され、その後、15回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2014年に行われたが、その後の関連JISの見直し、現状に即した種類の統廃合などに対応するために改正した。

対応国際規格は現時点で制定されていない。

なお、和風便器は、**附属書 C**に記載する。また、技術上重要な改正に関する旧規格との対照を、**附属書 E**に示す。

1 適用範囲

この規格は、大便器、小便器、洗面器、手洗器及び掃除流し（以下、器具という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—引張特性の求め方

JIS K 8150 塩化ナトリウム（試薬）

JIS K 8180 塩酸（試薬）

JIS K 8576 水酸化ナトリウム（試薬）

JIS P 3801 ろ紙（化学分析用）

JIS P 4501 トイレットペーパー

JIS S 6006 鉛筆、色鉛筆及びそれらに用いるしん

JIS Z 8722 色の測定方法—反射及び透過物体色

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

トラップ

内部に封水部をもち、排水の流れに支障を与えることなく、排水管中の空気及び衛生害虫が排水口から室内に侵入することを阻止し、更に汚水に含まれる汚物などが付着又は沈殿しない構造（**図 5**及び**図 8**参照）。